

# 令和4年度 事業計画書

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会

# 社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会 基本理念・基本方針・求められる職員像

## 1. 基本理念 「ともに支え、ともに生きる福祉のまちづくりの推進」

柏崎市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を推進します。

## 2. 基本方針

柏崎市社会福祉協議会は、基本理念を達成するために、以下に基づき、事業を展開します。

- ①地域住民や関係機関・団体等の参加と協働を主体とした地域社会の実現
- ②誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ③地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④地域生活課題に基づく先駆的・開拓的な福祉サービス・活動の創出
- ⑤持続可能で責任ある開かれた組織経営

## 3. 求められる職員像

### ①尊厳の尊重と自立支援

私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重します。その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

### ②福祉コミュニティづくり

私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心をもち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

### ③住民参加と連携・協働

私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行なうことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

### ④地域福祉の基盤づくり

私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的に関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

### ⑤自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神

私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

### ⑥法令遵守、説明責任

私たちは、法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりをすすめます。

# 令和4年度 社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会事業計画（案）

## I 令和4年度基本方針

### 「<sup>すぐ</sup>選られた新たな地域福祉、持続可能な経営基盤の確立を目指して」

人口減少や少子高齢化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症がもたらした社会生活の変化により、社会福祉協議会を取り巻く環境はここ数年で劇的な変化を余儀なくされています。

特に、コロナ禍では、社会的孤立の解消、経済的困窮や低所得者への支援、権利擁護の充実など、多様化・複雑化する福祉ニーズが浮き彫りになり、既存の制度やサービスだけでは解決できない新たな福祉ニーズを発見することもできました。

しかし、そのニーズに適切に対応するための人材や財源など経営資源の不足が、当会の存続をも揺るがす大きな課題となっております。特に令和2年度決算では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当会の最たる収入源である介護保険事業が大幅に減収したことにより、事業運営に必要な運転資金の確保も危ぶまれる状況となりました。現在、その状況からの脱却を目指し、行政からの補助金や受託金、介護報酬等の事業収入に応じた事業規模の見直しや、所期の目的を達成した事業の休廃止等を行っており、収支の改善が見込まれる事業もありますが、当会の存続のためには更なる経営努力が求められています。

この状況を踏まえ、令和4年度は、全ての事業の目的や必要性、費用対効果を強く意識し、職員が一丸となって基本方針「選られた新たな地域福祉、持続可能な経営基盤の確立」を目指して、効果的、効率的な事業を選び、今必要とされている福祉ニーズに即した新たな地域福祉事業、及び在宅福祉サービス事業を展開する社協として生まれ変わります。

また、厳しい経営状況の中ではありますが、当会の運営の根幹を支える「地域住民」「事業体としての社協」「行政」「地域福祉団体」「地域コミュニティ」のバランスを重視したうえで、経営努力を怠ることなく、適切な判断のもとに持続可能な経営基盤の再構築に取り組んでいきます。

## II 事業実施方針

### 1 総務課 「職員が存分に力を発揮できる環境の整備」

多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するためには、専門性の高い職員の確保と人材の育成が大きな課題となっています。総務課は、専門資格を有する職員及び業務に従事することで経験を重ねてきた職員が、当会の業務でその専門性や能力をいかんなく発揮できる労働環境や、計画的な能力開発の機会を提供することで、職員の離職を防止し、優秀な福祉人材の定着、確保に努めます。

また、職員一人一人が将来像や目標を明確に描くことができる組織づくりを推進し、組織力を高めることで、経営基盤の再構築に努めます。

### 2 地域福祉課 「子どもから高齢者まで全ての人の権利を守る地域共生社会の創造」

全ての人が、支えたり、支えられたりしながら、住み慣れた地域で、自分らしく尊厳ある生活ができる地域共生社会の創造が求められています。当会では、各種権利擁護事業における利用者一人

一人の支援ニーズから導き出される地域福祉課題の解決を目指し、きめ細やかなコミュニティソーシャルワークの展開に努めます。

### 3 こども支援課 「児童の健全育成のための継続した児童クラブの運営」

柏崎市からの受託事業により、市内 22 カ所（24 単位）の児童クラブの運営を行っており、利用児童の健全なる成長の一助となるよう、支援員の資質向上に努めます。

また、事業運営において柏崎市からの受託金額と当会の児童クラブに係る運営費に大きな乖離が生じており、法人からの繰入額も毎年、増加傾向にあることから、業務委託契約内容の見直しを含めた持続可能な児童クラブの在り方を検討していきます。

### 4 訪問事業課 「高齢・障害の利用者一人一人に寄り添い、その人らしい生活を継続できるようにするためのサービスの提供」

感染症や災害への対応力を強化し、住み慣れた地域でその人らしい生活が継続できるよう、安心・安全なサービスの提供に努めます。

### 5 介護支援事業課 「住み慣れた地域での生活の継続に向けた自立支援と連携」

住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を続けることができるよう、自立支援の視点に立ち、支援します。また、介護、医療、行政、地域の社会資源等、関係機関と連携しながら、生活全般の課題やニーズに対応できるよう努めます。

### 6 通所事業課 「高齢・障害の利用者一人一人に寄り添い、利用者・職員ともに思いやりと笑顔あふれる事業の推進」

利用者一人一人の身体状況に応じた個別訓練や、専門的ケア、社会参加の支援に寄り添い、自分らしく望む生活を実現できるよう、利用者・家族と職員が一体となって支援します。

## Ⅲ 持続可能な経営基盤の確立に向けた取り組み

### 1 「経営改善計画」の策定

厳しい経営状況に鑑み、令和 4 年度策定としていた「第一次発展強化計画」を「経営改善計画」に変更し、経営基盤の再構築に向けた具体的な目標と実施計画を策定します。

### 2 行政からの補助事業及び受託事業の在り方の検討

受託事業（児童クラブ）については、必要な人材の確保が難しい状況が続いていることから、現状を踏まえた適切な事業の在り方を検討します。

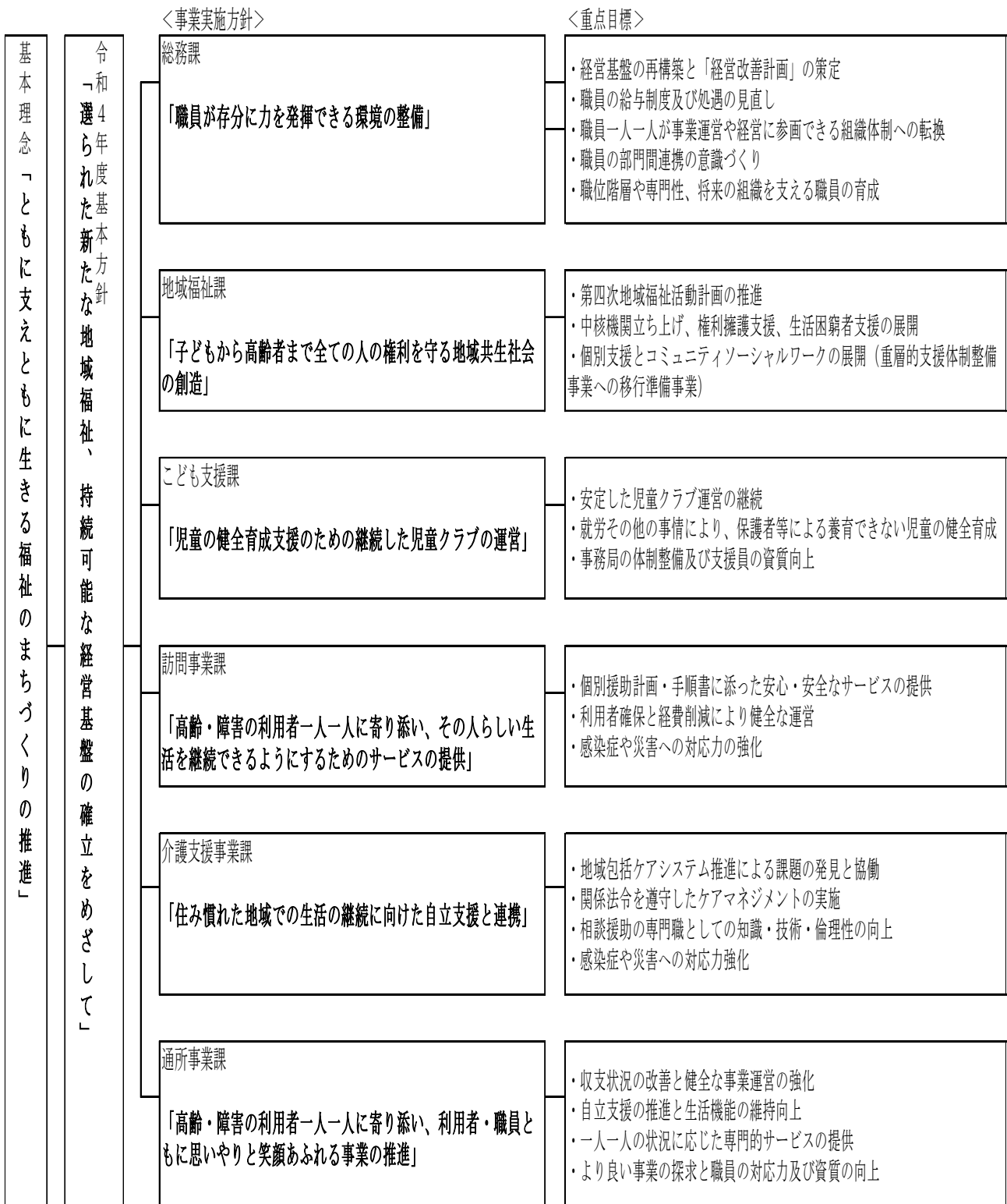
また、事業に係る人件費に充当できる財源の確保が困難な事業については、必要性和効果を行政にアピールし、補助事業及び受託事業の継続と必要経費の確保に努めます。

### 3 利用者の満足度と事業経営のバランスを重視した介護保険事業及び障害福祉事業の実施

当会の大きな自主財源である介護保険事業及び障害福祉事業については、利用者一人一人のニー

ズに応じたサービスの提供に努めるとともに、利用者数の推移や収支状況を踏まえた事業進捗管理を徹底し、収支状況の改善が見込めない場合には、サービスの質の確保と両立した事業実施体制の見直しを行います。

#### IV 事業計画体系図



## V 各課の重点目標及び事業実施計画

### 第1 総務課 「職員が存分に力を発揮できる環境の整備」

#### 1 重点目標

- ・経営基盤の再構築と「経営改善計画」の策定
- ・職員の給与制度及び処遇の見直し
- ・職員一人一人が事業運営や経営に参画できる組織体制への転換
- ・職員の部門間連携の意識づくり
- ・職位階層や専門性、将来の組織を支える職員の育成

#### 2 事業実施計画

##### (1) 総務係

事業名	取り組み概要
法人の会務運営	①評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、監査等の開催 ②経営力強化のための役職員研修の開催
「経営改善計画」の策定	厳しい経営状況を鑑み、「第一次発展強化計画」を「経営改善計画」に変更し、経営基盤の再構築に向けた具体的な目標と実施計画を策定
職員の給与制度及び処遇の見直し	①当会の給与制度における課題の整理 ②職員間の不均衡の解消及びモチベーション向上を目的とした処遇改善の検討
経営会議の開催	係長以上による事業進捗状況報告、事業運営の協議（年4回）
組織運営体制の明確化	①管理職会議（事務局長・課長）週1回 各課の情報共有、課題の協議を行い、会長会議や合同会議に答申 ②会長会議（会長・常務理事・事務局長）週1回 管理職会議での協議に基づき法人の対応を協議 ③合同会議（課長以上）月1回 課長以上での意見交換、法人の方針の決定
職員が組織運営に参画できる体制づくり	①法人内の課題を職員が参画するワーキンググループによる意見交換と、管理職会議等への情報提供（新規） ②役員懇談会の開催
将来の組織を支える職員の育成	①将来の組織を支える人材を育成することを目的とした、職位階層別研修の企画、実施（新規） ・新採用職員 ・5年未満・5年以上・主任・係長以上 ②職位ごとの職務基準書の作成 ③課・係を単位とする専門的な研修の実施 ④動画視聴による研修の場の提供 ⑤DO-CAPシートの作成や育成面接による目標管理と進捗状況の確認 ⑥人事考課の適正な運用を目指した考課者研修の実施
部門間連携の意識づくり	①職員同士の顔が見える関係をつくることを目的としたワーキングや気軽に参加できる研修等の企画（新規）

	②課・係の業務内容の理解と部門間協力体制の検討
働く職員の健康を守る 労務管理	①職員が働きやすい労働環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則等の周知と勤務実態の把握</li> <li>・各種ハラスメントの相談窓口の周知と研修の実施</li> </ul> ②心と体の健康支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期健康診断やストレスチェックの実施と受診勧奨</li> <li>・予防接種を含む感染症対策の実施</li> <li>・メンタルヘルス研修の実施</li> </ul> ③安全衛生活動の推進と労働災害の防止 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員衛生委員会の開催（福祉センター・扇町）と労働災害防止策の検討と職員への周知</li> </ul>
職員の離職防止と福祉 人材の定着・確保	①「職員調書」による職員の勤務に対する意向の確認と適材適所を目的とした人事異動の検討 ②職員の資格取得の奨励と取得費用の助成 ③社会福祉士実習指導者の養成と実習受入プログラムの作成 ④各種養成学校からの実習生の受け入れ ⑤当会での勤務を希望する方への職場見学会の実施 ⑥職員紹介制度の活用促進
広報活動	①広報紙「福祉のひろば」の発行（年2回） ②ホームページ・SNSでの情報提供 ③社会福祉協議会会長表彰の実施 ④町内会や職場・団体へ社協活動PRのための説明会の実施
社会福祉協議会会員会 費制度の実施	会費の使途の明確化と、活動PRの実施 ①一般会員：1口500円（世帯） 【目標額 10,500千円】 ②賛助会員：1口500円以上 【目標額 400千円】 ③特別会員：1口5000円以上 【目標額 650千円】 ④ホームページ内バナー広告
指定管理事業	柏崎市総合福祉センターの管理・運営

## 第2 地域福祉課 「子どもから高齢者まで全ての人の権利を守る地域共生社会の創造」

### 1 重点目標

- ・第四次地域福祉活動計画の推進
- ・中核機関立ち上げ、権利擁護支援、生活困窮者支援の展開
- ・個別支援とコミュニティソーシャルワークの展開（重層的支援体制整備事業への移行準備事業）

### 2 事業実施計画

#### (1) 地域福祉係

事業名	取り組み概要	財源
第四次地域福祉活動計画の推進	<p>第四次地域福祉活動計画の初年度を迎え、第三次計画の進捗状況の評価を踏まえ、住民への周知を行い、関係機関と連携して計画の推進に努める。</p> <p>①推進会議の運営及び進捗管理の実施                      ②住民福祉活動への支援、普及啓発                      ③集いの場、通いの場支援（地区福祉組織、ふれあいサロンの支援）                      ④こども食堂、ふれあい給食等の相談支援                      ⑤学校と地域資源をつなぐ福祉教育プログラムのコーディネート                      ⑥コミュニティセンターへの巡回や民協への定期参加                      ⑦地域課題の把握分析                      ⑧広報活動（ホームページ・SNSの活用）ほか</p>	社協会費 共同募金配分金
個別支援とコミュニティソーシャルワークの展開（重層的支援体制整備事業への移行準備事業：新規）	<p>圏域毎にCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する「個別支援」と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の「地域支援」をチームアプローチによって総合的に展開する。</p> <p>どこに相談すればよいかわからない「困りごと」を受け付け、各支援機関と連携しながら本人や地域の方々と一緒に考え、ともに問題を解決ができる地域支援の展開を目指し、重層的支援体制整備事業への移行準備事業を柏崎市から受託し実施する。</p>	市受託金 社協会費 共同募金配分金
ふれあい総合相談所の運営	<p>地域住民の抱える日常生活上の困りごとなどについて、あらゆる相談に応じ、必要な助言、指導、情報提供を行い、適切な関係機関に繋ぎ、住民の福祉の増進を図る役割を担うための相談所の適切な運営を行う。</p> <p>①一般相談 心配ごと相談                      ②専門相談 法律相談、司法書士相談、行政書士相談</p>	社協会費



ふれあい給食サービス事業	<p>民間の配食サービスを利用できず、近隣に商店がなく買い物や調理が困難な65歳以上の高齢者世帯や障害者世帯へお昼のお弁当を配達し、食の確保と安否確認を行うことにより、孤独感を解消し、在宅生活を支援する。</p> <p>Aコース おかず、ごはん、みそ汁 1食 550円 Bコース おかずのみ 1食 450円</p>	<p>利用料収入 市補助金 社協会費</p>
ボランティアセンターの運営	<p>ボランティア活動への参加や活動を推進するための活動支援、ボランティアに関する相談窓口や情報発信、啓発の研修会や講座の企画を行う。</p> <p>①ボランティアセンター運営委員会 ②ボランティア体験月間 ③ボランティア相談支援 ④除雪ボランティア活動 ⑤災害支援活動（災害発生時）</p>	市補助金
指定管理事業	<p>①柏崎市高齢者生活支援施設結の里の運営 ②柏崎市高齢者用冬期共同住宅ひだまりの施設保全管理</p>	指定管理料
福祉関係団体との連携・支援	<p>①福祉団体等事務局業務の受託（柏崎市老人クラブ連合会・柏崎市手をつなぐ育成会） ②柏崎市共同募金会への協力ほか</p>	<p>各団体受託金 共同募金配分金</p>

(2) 生活支援係

事業名	取り組み概要	財源
日常生活自立支援事業	<p>知的障害者、精神障害者、認知症高齢者の方で判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で日常生活を自立して送れるよう、利用者との契約に基づき、各種福祉サービスの利用援助を行う。</p> <p>①新潟県社会福祉協議会受託事業の実施 ②柏崎市社協独自サービスの実施体制の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正防止と内部牽制体制の強化</li> <li>・家計のやり繰りがうまくできない利用者へのサービスの見直し（金銭や通帳を預かることによる権利侵害の防止、適切なアセスメント、支援プランの作成、モニタリングといった支援サイクルの確立）</li> <li>・事業に係る経費に見合う料金体系への移行</li> </ul> <p>③柏崎市社協独自サービスから県社協サービスへの利用者の移行支援</p>	<p>県社協受託金 利用料収入 社協会費</p>
柏崎市権利擁護センター運営事業 (中核機関：新	<p>柏崎市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度利用促進をはじめとする権利擁護支援における地域連携体制を構築し、財産管理のみならず適切な身上保護を</p>	市受託金

規)	<p>重視した支援の提供がなされるよう柏崎市権利擁護センター（中核機関）の設置・運営を行う。</p> <p>①広報及び啓発 ②制度利用に関する相談 ③申し立て支援等制度の利用促進支援 ④関係機関等連絡調整業務 ⑤後見人等支援業務 ・市民後見人養成講座の実施ほか</p>	
法人後見事業	<p>認知症などで判断能力が不十分になった方の財産を保護するため、本会が後見人等として家庭裁判所から選任を受け、身上監護や財産管理等の支援を行う。</p> <p>また、適正な支援を実施するため下記の事業を実施する。</p> <p>①法人後見運営委員会の開催 ②法人後見事業の支援員（市民後見人）の育成や活動支援</p>	市受託金 後見報酬
生活困窮者自立支援事業	<p>近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護に至る前の段階の生活困窮者への支援を提供する。</p> <p>地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関と連携し、以下の事業を実施する。</p> <p>①家計改善支援事業 ②就労準備支援事業 ③子どもの学習・生活支援事業</p>	市受託金
地域移行等支援事業	<p>アパート生活を通して、施設や病院に長期間入所・入院する障害者等の地域生活への移行を支援する。</p> <p>また、DV（ドメスティックバイオレンス）の被害者などで緊急避難を要する利用者の利用も必要に応じ実施する。</p>	社協会費 利用料収入
障害者等相談支援事業（相談支援事業所おうぎまち）	<p>①指定一般相談支援の実施 ・地域相談支援（地域移行、地域定着支援） ・基本相談支援</p> <p>②指定特定相談支援の実施 ・計画相談支援</p> <p>③指定障害児相談支援の実施 ④関係機関及び他職種との連携 ⑤柏崎市障害者等緊急対応事業の利用支援 ⑥虐待防止委員会の設置（年2回）（新規）</p>	障害福祉サービス費 市受託金

### 第3 こども支援課 「児童の健全育成のための継続した児童クラブの運営」

#### 1 重点目標

- ・安定した児童クラブ運営の継続
- ・就労その他の事情により、保護者等による養育できない児童の健全育成
- ・事務局の体制整備及び支援員の資質向上

#### 2 事業実施計画

##### (1) こども支援第一係・こども支援第二係

事業名	取り組み概要
持続可能な運営体制の検討	柏崎市からの受託金と当会の児童クラブに係る運営費の乖離を解消するため、業務委託契約内容の見直しを含めた持続可能な児童クラブの在り方を検討 【事業費 212,955 千円（うち市受託金 186,000 千円）】
柏崎市との事業運営の協議・調整	①受託した児童クラブを安定的に事業継続するための協議 ②運営の課題を柏崎市と共有、課題解決に向けた協議と調整
児童クラブの継続運営	市内 22 児童クラブの継続した運営（児童クラブ一覧表参照）
人員配置計画の整備と勤怠管理	①適正な人員配置計画の作成 ②児童クラブで働く人材の確保を目的とした採用活動の強化
職員の資質向上	①児童の健全育成を目的とした、児童の発達や育成に関する研修や事例検討の実施 ②児童クラブ運営に必要な資格（放課後児童支援員）の取得推進
事故防止への取り組み	①事故対応マニュアルの定期的な見直し ②事故防止のための研修会の実施
保護者との連携	児童クラブでの児童の体調や変化について、保護者への連絡を行うとともに、関係機関と連携して一体的な支援を行う。
保護者会への協力	各児童クラブの保護者会と協力し、児童の健全育成のための支援を行う。
業務内容の定期的な見直し	正職員を中心としたワーキンググループで、業務や児童クラブの現場運営の課題に対して、見直しや検討を行い、効率的な運営に努めていく。
各種契約の締結	児童クラブ運営に必要な契約の締結 ・派遣補助員の派遣契約の締結 ・小学校外にある児童クラブの除雪、消防機器点検等の契約

柏崎市から運営受託する 22 児童クラブ（比角第一・柏崎は 2 単位 合計 24 単位）

名 称	位 置	定員	登録見 込者数 (R4. 2. 10 現在)	受託日
比角第一児童クラブ (A・B)	柏崎市扇町 2 番 22 号	80 人	82 人	H29. 4. 1
比角第二児童クラブ	柏崎市豊町 3 番 59 号	58 人	51 人	H23. 4. 1
東部児童クラブ	柏崎市橋場町 1 番 63 号	100 人	46 人	H30. 4. 1
剣野第一児童クラブ	柏崎市常盤台 25 番 3 号	62 人	59 人	H31. 4. 1
剣野第二児童クラブ	柏崎市常盤台 25 番 24 号	67 人	55 人	H31. 4. 1
半田第一児童クラブ	柏崎市南半田 1 番 1 号	44 人	54 人	H30. 4. 1
半田第二児童クラブ	柏崎市南半田 9 番 24 号	90 人	36 人	H30. 4. 1
田尻第一児童クラブ	柏崎市大字安田 1455 番地	76 人	74 人	H31. 4. 1
田尻第二児童クラブ	柏崎市大字安田 1455 番地	74 人	55 人	H31. 4. 1
新道児童クラブ	柏崎市大字新道 4977 番地	104 人	40 人	H31. 4. 1
枇杷島第一児童クラブ	柏崎市関町 9 番 34 号	58 人	34 人	H31. 4. 1
枇杷島第二児童クラブ	柏崎市関町 9 番 34 号	72 人	52 人	H31. 4. 1
荒浜児童クラブ	柏崎市荒浜一丁目 2 番 35 号	44 人	43 人	H30. 4. 1
北鯖石児童クラブ	柏崎市大字中田 1743 番地 2	36 人	33 人	H30. 4. 1
日吉児童クラブ	柏崎市大字土合 806 番地	36 人	31 人	H31. 4. 1
柏崎児童クラブ (A・B)	柏崎市学校町 1 番 88 号	94 人	83 人	H31. 4. 1
鯖石児童クラブ	柏崎市大字加納 2628 番地 1	36 人	16 人	H30. 4. 1
大洲児童クラブ	柏崎市大久保二丁目 10 番 13 号	31 人	15 人	H30. 4. 1
中通児童クラブ	柏崎市大字曾地 130 番地	19 人	10 人	H24. 7. 24
北条児童クラブ	柏崎市大字北条 1981 番地 1	30 人	17 人	H24. 7. 24
米山児童クラブ	柏崎市米山町 304 番地 4	17 人	7 人	H25. 4. 1
鯨波児童クラブ	柏崎市大字鯨波乙 1032 番地	40 人	6 人	H30. 4. 1
合計		1,239 人	899 人	

※定員は児童クラブの延べ床面積を一人あたりに必要な床面積 1.65 m<sup>2</sup>で除した人数。

第4 訪問事業課 「高齢・障害の利用者一人一人に寄り添い、その人らしい生活を継続できるようにするためのサービスの提供」

1 重点目標

- ・個別援助計画・手順書に添った安心・安全なサービスの提供
- ・利用者確保と経費削減により健全な運営
- ・感染症や災害への対応力の強化

2. 目標値

係名	実施事業	指標	R4 目標	R3 実績 (1 月末)	R2 実績
訪問介護係	訪問介護	稼働率	55%	49.9%	47.8%
	訪問入浴				
	居宅介護				
	同行援護				
	移動支援				
訪問看護係	訪問看護	稼働率	40%	38.0%	36.3%

※ 稼働率＝利用者へのサービス提供時間（移動時間は含まない）÷職員の事業従事時間×100%

2 事業実施計画

(1) 訪問介護係（訪問介護事業所・訪問入浴介護事業所・居宅介護事業所）

事業名	取り組み概要
サービス提供体制の充実・強化	①サービス提供責任者による訪問介護員への指導及び業務管理の実施 ②次世代のサービス提供責任者を担う正職員の育成と資質向上を目的とした正職員会議の開催（訪問介護事業所） ③個別ケース事例検討等、介護の質の向上を目的とした常勤会議の開催（居宅介護事業所） ④訪問手順書及びサービス提供マニュアルの定期的見直し ⑤介護者等に対する介護に関する相談・助言 ⑥効率的な訪問計画の作成及び稼働率向上 ⑦同行援護従業者資格取得の推進 ⑧関係機関及び多職種との連携。KM ネット※の活用検討 ⑨訪問入浴介護事業のサービス提供体制の見直し ⑩柏崎市障害者等緊急対応事業への協力（居宅介護事業所）
職員の資質向上	①適正なサービス提供を行える技術習得を目的とした各種研修会への参加（介護技術、コミュニケーション技術、事故防止等やノーリフト研修） ②係内研修（月1回） ③自己点検振り返りシートの活用 ④利用者・介護者へのサービス満足度調査の実施
サービス継続のための健全経営	①新たな利用者確保を目的とした包括支援センターや介護支援事業所への空き情報の発信

	②事務作業効率化を目指した ICT 化の検討 ③職員の兼務体制を強化し、訪問介護・訪問入浴・障害福祉サービスの 3 事業を一体化した効率的なサービス提供体制の構築
--	--

※ KM ネット：柏刈メディカルネット

柏崎市刈羽医師会が統括し、柏崎刈羽地域の在宅医療・介護連携における情報収集・共有することを目的に、平成 31 年 4 月に運用開始したネットワークシステム。主治医もしくは担当ケアマネジャーが患者の同意をとったうえで、患者ごとのグループを作成し、情報収集・共有を行う。

### (2) 訪問看護係（ゆたか訪問看護ステーション）

事業名	取り組み概要
サービス提供体制の充実・強化	①看護師・リハビリ専門職の連携 ②定期的なマニュアルの見直しと遵守 ③ケース検討会の実施 ④効率的な訪問計画の作成及び稼働率の向上
職員の資質向上	①ノーリフト研修、その他各種研修会の参加 ②係内研修（月 1 回） ③自己点検振り返りシートの活用 ④利用者・介護者へのサービス満足度調査の実施
サービス継続のための健全経営	①新たな利用者確保を目的とした包括支援センターや介護支援事業所への空き情報の発信 ②事務作業の効率化を目指した ICT 化の検討

### (3) 課共通事項

事業名	取り組み概要
事故防止への取り組み	①苦情対応・介護・車両事故事例、ヒヤリハット事例の収集・分析 ②事故防止策及び緊急時対応マニュアルの見直し ③緊急時対応について研修実施
感染症・災害時の対応力強化	①事業継続計画（BCP）の作成準備 ②个人防护具（PPE）等の適正な使用のための定期的な実地訓練（年 2 回） ③感染症対策委員会の開催（年 2 回）
権利擁護の視点での取り組み	①虐待防止委員会の開催（年 2 回）と研修会の実施（新規） ②身体拘束適正化委員会の開催（年 2 回）と研修会の実施（新規）

第5 介護支援事業課 「住み慣れた地域での生活の継続に向けた自立支援と連携」

1 重点目標

- ・地域包括ケアシステム推進による課題の発見と協働
- ・関係法令を遵守したケアマネジメントの実施
- ・相談援助の専門職としての知識・技術・倫理性の向上
- ・感染症や災害への対応力強化

2 目標値

係名	指標	R4 目標	R3 実績 (1 月末)	R2 実績
介護支援係	介護支援専門員 1 人当たりの担当件数（要介護のみ）	34 人	32.1 人	33.3 人

※ 地域包括支援係は市受託事業であるため、目標値設定なし。

3 事業実施計画

(1) 介護支援係

事業名	取り組み概要
法令を遵守したケアマネジメントの実施	①ケアマネジメント業務・給付管理業務の内部チェックの実施（月 1 回） ②ケアマネジメント手順の業務マニュアルの作成と改定
相談援助職としての知識・技術・倫理性の向上	①利用者に関する情報共有を目的とした会議の開催（毎日） ②係内研修の実施（月 1 回）や外部研修への参加 ③係内での事例検討・研究会の実施（年 2 回） ④地域包括支援センターや市内居宅介護支援事業所との事例検討・研究会への参加（年 2 回） ⑤利用者の意向を尊重し、自立支援や重度化防止に留意したアセスメント、プラン作成およびモニタリングの実施 ⑥主任介護支援専門員の資格取得推進、法定研修への参加 ⑦自己点検表を活用した個々の振り返り、事業所評価のアンケート実施
困難ケースに対応できる体制の整備	①24 時間の連絡体制による利用者等からの相談・緊急対応の実施 ②主任介護支援専門員を中心とした事業所内での相談支援体制の継続、及び地域包括支援センターとの連携
多職種連携と協働による継続支援	①地域ケア個別会議等への事例提供と結果の共有 ②もの忘れ連絡シートや入退院時連携シートを活用した医療・介護の連携 ③本会各部署、関係機関との連携 ④KM ネットへの参加・活用の検討

(2) 地域包括支援係 (柏崎市西地域包括支援センターまちなか・あかさかやま)

事業名	取り組み概要
包括的支援事業	<p>①総合相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に対する総合相談の対応</li> <li>・早期対応が必要な高齢者の実態把握 (現況調査)</li> </ul> <p>②権利擁護事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の虐待事例への対応</li> <li>・消費者被害の防止及び対応</li> <li>・日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用支援</li> </ul> <p>③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援困難事例等への指導・助言</li> </ul>
多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	<p>①地域活動・地域におけるネットワークの構築に関する会議 (地区民生委員児童委員協議会) への参加</p> <p>②認知症施策の推進のための協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・もの忘れ連絡シートの活用</li> <li>・認知症初期集中支援チームとの連携</li> </ul> <p>③在宅医療・介護連携の推進のための協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入退院時連携シートの活用</li> </ul> <p>④生活支援体制整備推進のための協力 (生活支援コーディネーター等との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2層協議体に係る関係者との打ち合わせ等</li> </ul> <p>⑤介護予防・生活支援サービス体制整備のための協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コツコツ貯筋体操健康講話</li> <li>・くらしのサポートセンター情報交換会・健康相談会への参加</li> </ul>
地域ケア会議の実施	<p>①地域ケア個別会議 (年3回: 支援困難事例2回 介護予防事例1回)</p> <p>②地域ケア圏域会議 (年1回)</p> <p>③モニタリング会議 (年1回)</p>
介護予防ケアマネジメント事業	<p>①総合事業 (訪問介護・通所介護) のみを利用する対象者のケアマネジメント業務</p> <p>②総合事業利用希望者に対しての手続き等の支援</p>
指定介護予防支援事業	<p>①介護保険における予防給付 (または予防給付と総合事業サービスを組み合わせ) を利用する要支援者のケアマネジメント</p>
職員の資質向上	<p>①係内研修の実施 (月1回) や外部研修への参加</p> <p>②事業所内でのケース共有や事例検討</p> <p>③市内居宅介護支援事業所との事例検討・研究会の企画・参加 (年2回)</p>



(3) 課共通事項

事業名	取り組み概要
感染症や災害への対応力強化	①感染症や災害時の対応マニュアルの見直し、研修の実施（年1回） ②感染症対策委員会の開催（年2回） <b>（新規）</b> ③柏崎市安否確認対象者の緊急連絡先の把握（年2回） ④事業継続計画書（BCP）の作成準備
権利擁護の視点での取り組み	①虐待防止委員会の開催（年2回） <b>（新規）</b>

第6 通所事業課 「高齢・障害の利用者一人一人に寄り添い、利用者・職員ともに思いやりと笑顔あふれる事業の推進」

1 重点目標

- ・収支状況の改善と健全な事業運営の強化
- ・自立支援の推進と生活機能の維持向上
- ・一人一人の状況に応じた専門的サービスの提供
- ・より良い事業の探求と職員の対応力及び資質の向上

2 目標値

	種別	定員	目標数 ※1	目標稼働率 ※2	R3 実績 (1月末)	R2 実績
赤坂山デイサービスセンター	一般型	39名	27名	69%	68.6%	69.9%
	サービスA	午前10名 午後10名	7名 7名	35%	28.6%	22.9%
松波デイサービスセンター	一般型	30名	19名	63%	51.3%	54.0%
	サービスA	5名	2名	40%	30.0%	20.3%
	認知症対応型	7名	—	—	22.9%	41.3%
北条デイサービスセンター	一般型	34名	21名	62%	55.4%	64.8%
	サービスA	10名	4名	40%	30.6%	26.7%
かしわハンズ	就労支援B型	20名	19名	95%	100.8%	95.0%
	日中一時支援	5名	20名/月	19%	15.7%	9.8%

※1 1日あたり目標利用数。かしわハンズ日中一時は、1月あたり目標数

※2 定員に対する平均利用者数（参考：全国平均指数：一般型70% 就労継続支援B型86%）

3 事業実施計画

(1) 赤坂山デイサービスセンター

定員数	一般型：39名 サービスA：午前10名・午後10名
サービス提供時間	一般型：9：00～16：30の間の7時間 サービスA：9：30～12：30の間の3時間 13：30～16：30の間の3時間

事業名	取り組み概要
通所介護事業	①機能訓練指導員を中心に、利用者の運動への更なる意欲と継続性を意識し、自宅で一人でもできるリハビリメニューの提供と、成果の見える化 ②理学療法士等の専門性を活かした在宅生活の継続に資する福祉用具や住宅環境改善への助言・指導の実施 ③利用者の幅広いニーズに対応するための受け入れ態勢の整備及び連携

日常生活支援総合事業	<p>①自立した生活が営めるよう個別リハビリメニューの作成と運動器機能サービスの提供</p> <p>②小集団または個別での関わりを通じて社会性と運動習慣の重要性を再認識いただき、利用者の心身の状況に応じて助言や相談を行う。</p>
------------	---

(2) 松波デイサービスセンター

定員数	一般型：30名 サービスA：5名 認知症対応型：7名
サービス提供時間	<p>一般型：9：00～16：30の間の7時間</p> <p>認知症対応型：9：00～16：30の間の7時間</p> <p>サービスA：10：00～12：30の2.5時間</p>

事業名	取り組み概要
通所介護事業	<p>①在宅生活を継続するための機能維持・向上と自立支援</p> <p>②個々の状態に合わせた医療ニーズへの対応と経過観察</p> <p>③生活状況に応じた専門的な個別機能訓練の提供による運動機能の向上</p>
日常生活支援総合事業	<p>①自立した生活が営めるよう個別リハビリメニューの作成と運動器機能サービスの提供</p> <p>②小集団または個別での関わりを通じて社会性と運動習慣の重要性を再認識いただき、利用者の心身の状況に応じて助言や相談を行う。</p>
認知症対応型通所介護（年度途中で事業廃止）	利用者ニーズの変化により、利用者人数を維持することが困難となったことから、令和4年度途中で事業廃止する。現在のサービス利用者は、一般型通所介護に移行し、利用を継続する。

(3) 北条デイサービスセンター

定員数	一般型：34名 サービスA：午前10名
サービス提供時間	<p>一般型：9：00～16：30の間の7時間</p> <p>サービスA：9：30～13：00の3.5時間</p>

事業名	取り組み概要
通所介護事業	<p>①通常の送迎可能実施区域外の利用者の受け入れ（高柳・南鯖石）</p> <p>②理学療法士による専門的な見解からの機能訓練の実施</p> <p>③「北条医療保健福祉を考える会へ」の参加による地域への広報活啓発活動</p>
日常生活支援総合事業	<p>①残存能力や生活状況を踏まえ、日常生活に沿った専門職の機能訓練提供</p> <p>②自立した生活が営めるよう個別リハビリメニューの作成と運動器機能サービスの提供</p> <p>③小集団または個別での関わりを通じて社会性と運動習慣の重要性を再認識いただき、利用者の心身の状況に応じて助言や相談を行う。</p> <p>④運動に特化したサービスA「はつらっクラブ」の実施</p> <p>⑤「北条医療保健福祉を考える会へ」の参加による地域への広報啓発活動</p>

(4) かしわハンズ

定員数	就労支援B型：20名 日中一時支援：5名
サービス提供時間	7時間30分（8時30分～16時00分）

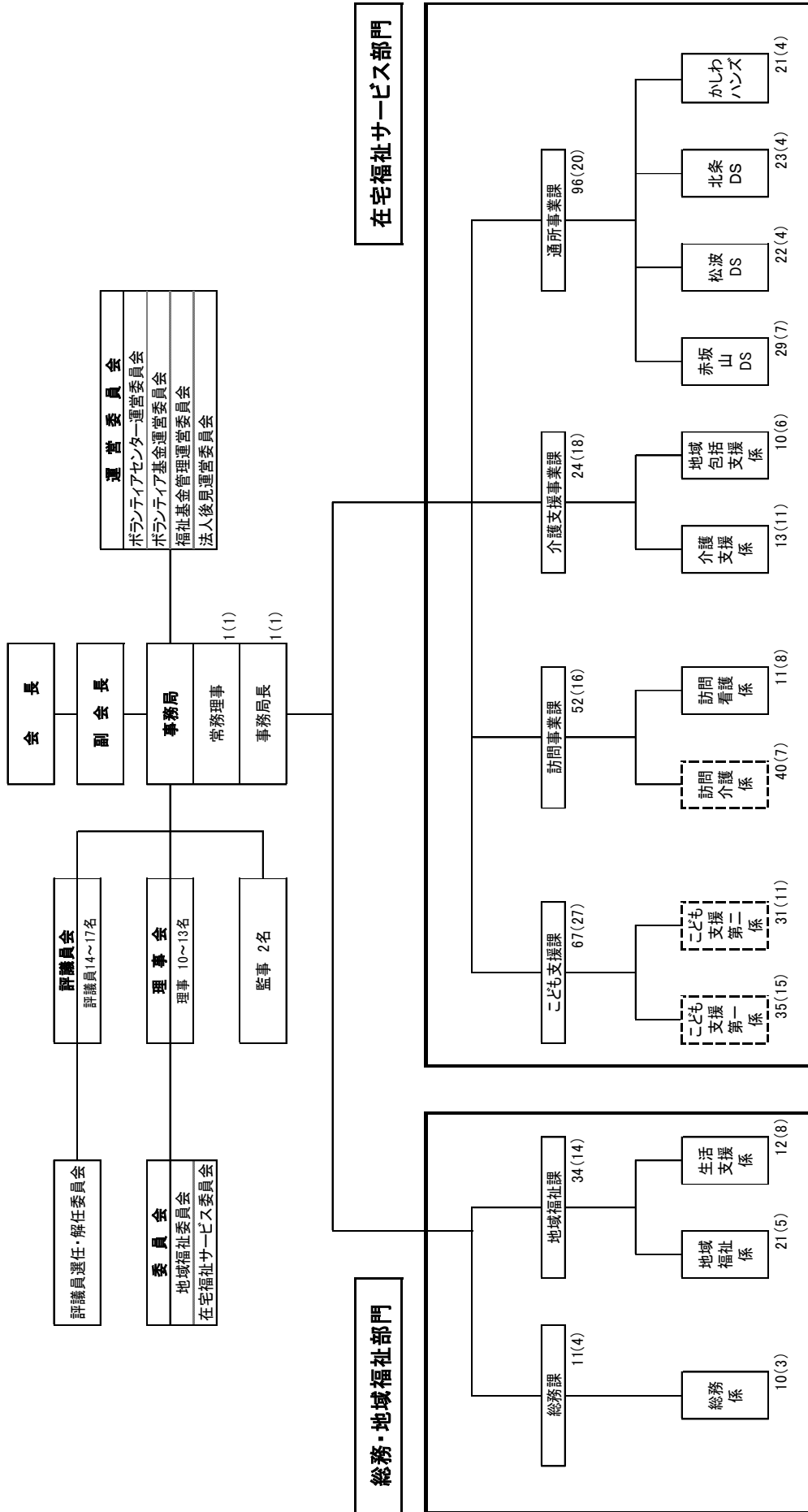
事業名	取り組み概要
就労継続支援事業 (B型)	<p>一般企業への就職が困難な障害者に就労の機会を提供し、雇用契約を結ばず利用者が比較的自由に働ける非雇用型として事業を実施する。</p> <p>①利用者一人一人の状況に応じて、自己選択・自己決定を尊重しつつ相談支援事業所等関係機関と連携しながら個別支援計画を作成</p> <p>②利用者の生活や作業状況に関する相談や助言の実施</p> <p>③作業以外の活動を通じた社会的活動及び余暇活動の支援</p> <p>④利用者の保健衛生及び健康管理を目的とした内科検診の実施（年1回）。</p> <p>⑤年間を通じた事業所⇄柏崎駅間の送迎の実施（希望者のみ）</p> <p>⑥パンの製造及び販売・配達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の能力や適性に合った作業の安全確保</li> <li>・パンの品質向上や商品開発（ランチボックスのメニュー変更）</li> <li>・利用者の工賃向上を目的とした販路拡大及び新商品開発の実施</li> <li>・社会性を養うため、利用者の販売・配達同行の実施</li> </ul>
地域生活支援事業 (日中一時支援事業:社会適応訓練)	<p>障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、活動の場を提供し、社会生活に適応するための日常的な訓練を実施する。</p> <p>①利用者の生活や作業状況に関する相談や助言の実施</p> <p>②作業以外の活動を通じた社会的活動及び余暇活動の支援</p> <p>③利用者の保健衛生及び健康管理を目的とした内科検診の実施（年1回）</p>
地域生活支援拠点事業	<p>①営業時間外の緊急時における宿泊を伴わない受け入れ・対応（事前登録制）</p>

(5) 課共通事項

事業名	取り組み概要
健全な事業運営の強化	<p>①感染症や災害時の対応マニュアルの見直し、研修の実施（年1回）</p> <p>②感染症対策委員会の設置と開催（年2回）</p> <p>③BCP（事業継続計画書）の作成準備</p> <p>④災害への地域と連携した対応の強化</p> <p>⑤虐待防止委員会の設置と開催（年2回）</p> <p>⑥事務効率化のためのICT化への検討</p> <p>⑦利用意向アンケート（利用者・ケアマネ隔年）</p>
収支状況の改善	<p>①職員体制の見直し及び専門職資格取得の推進</p> <p>②適正な利用定員と稼働率の検証</p> <p>③事業規模・加算体制の見直し</p> <p>④大規模な修繕計画の策定と中長期計画の検討</p>

自立支援と生活機能の維持向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>①機能訓練指導員の育成</li> <li>②運動習慣への啓発活動</li> <li>③サービス向上への取り組み</li> </ul>
広報啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>①パンフレットを使用した広報活動の強化</li> <li>②利用者介護者向けの通信発行</li> <li>③SNSを使用した情報発信の検討</li> </ul>
保険外サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>①理・美容サービスの実施（赤坂山・松波・北条）</li> <li>②時間延長サービスの提供（赤坂山・松波・北条）</li> </ul>
職員の対応力及び資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>①課内職員の交換・応援研修の実施</li> <li>②係内研修の実施（月1回）</li> <li>③課長・係長会議の実施（月1回）</li> <li>④リハビリに関する外部研修</li> <li>⑤AEDを活用した心肺蘇生法の研修</li> </ul>

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会組織図



※ 部署の新設、係の体制変更のあった部署の枠を点線で表示  
こども支援課「庶務係」を「こども支援第一係」「こども支援第二係」に再編  
訪問事業課「障害福祉サービス係」を「訪問介護係」へ統合

※ 各課 表中の数字は、令和4年4月1日配置予定の職員数を表す。また、( )内はその内の正職員数を表す。職員総数286名(内正職員101名)。

## VII 研修計画

### 1 職位階層別研修

主管	研修名	対象者	内容
総務課	新任職員研修	入社5年未満の正職員	各研修対象となる職員数名を選抜き、職員の希望と、職位に求められる職員像を踏まえた研修計画を立案、実施する。
総務課	中堅職員研修	入社5年以上主任未満の正職員	
総務課	主任職員研修	職位が主任の正職員	
総務課	管理職研修	職位が係長以上の正職員	

### 2 部署別研修

主管	内容 ※一部抜粋
総務課	・会計実務について ・共同募金・会費事業について 他
地域福祉課	・ファシリテーショングラフィックについて ・各種制度や支援の仕組みについて 他
こども支援課	・アレルギー研修会 ・応急手当講習会 他
訪問事業課	・虐待・身体拘束研修 ・ノーリフト研修 他
介護支援事業課	・他法人合同事例検討会 ・法令遵守、プライバシー保護、権利擁護に関する研修 他
通所事業課	・ヒヤリハット及び介護事故の振り返り ・虐待防止予防対策について 他

### 3 全体研修

主管	研修名	対象者	内容
総務課	ハラスメント研修	全職員	ハラスメントに関する職員の理解を深め、防止の意識づけを行う。
衛生委員会 管理職（各課課長）	メンタルヘルス研修	全職員	外部講師を招き、役職員には職場内ラインケア、一般職員にはセルフケアに関する研修を行う。
安全運転管理者 管理職（各課課長）	交通安全研修	全職員	安全運転チャレンジ 100 への参加による安全運転の意識づけ。